

清代台湾移住民社会と科举受験秩序の構築

——特に閩・粵関係をめぐって——

林 淑 美

1 はじめに

筆者はこれまで童試受験問題・不法受験事件という科举の第一段階＝童試受験をめぐる個別具体的な問題から清代台湾移住民社会を照射してきた¹⁾。本稿では、さらに検討対象を歳試（学校の学力試験）・郷試（省レベルの試験）・会試（礼部主宰の全国レベルの試験）にまで拡大し、これまでと同様に微視的な視点から各段階の試験の抱える問題を分析するとともに、清代台湾移住民社会に構築された科举という装置は何を目的としたものであったか、それが当該社会の現実との間でどのような限界・矛盾を露呈するに至ったか、という巨視的な観点から考察を加えることにしたい。とりわけ前者は清朝と台湾統治を考察する一つの有効なファクターとなるであろう。なぜなら周知の如く、科举はすぐれて政治的文化的な装置であり、それが全体として如何なる仕組みを持っていたかは、清朝の台湾統治のあり方を考える上で重要な鍵になると考えられるからである²⁾。

清代台湾移住民社会と科举受験の関係を考察した研究がこれまで皆無だったわけではない。尹章義氏はかかる問題について以下のような指摘を行っている。①福建省の読書人が合格しやすい台湾に大量に流れ込んだ結果、辺境社会であった台湾の文化的経済的な向上が促進された、②童試受験資格に適合するた

めに、受験生の「土著化」が加速的に進んだ、③受験生はさらに高い科举身分を獲得するため、郷試・会試に応じて省城・京師まで旅することによって、中央と辺境との関係がより密接となり、中央への求心力も高まった〔尹章義1989〕。また、李国祁氏は、十九世紀中葉以降、台湾で書院³⁾の建設が進み、科举が根づくに従って、「士紳」階級が新たな指導層として台頭、台湾社会は漸く内地の如き“文治社会”の段階に入った、と主張している〔李国祁1975・1978〕。

尹氏の論攷は清代台湾移住民社会と科举受験の問題を初めて本格的に検討した点で注目に値する。しかし史料解釈や論理展開などには疑問を呈さざるを得ぬ部分が少なくない。たとえば、かつて拙稿で指摘した如く、清朝の行政能力では童試受験における個々の受験生の受験資格の有無をチェックすることが不可能であり、実際には「人」的な保証に頼らざるを得なかった。その結果、廩生の保証に最も比重がかかることになり、実際には当時の台湾社会の相対的流動性の高さとも相俟って、台湾本地人ではなく、内地からの受験生が合格者の多数を占めるに至っていた。つまり台湾に定着していない内地人合格者が多数を占めたという事実を目前にした時、台湾に定着した受験生を前提とした、台湾の文化・経済的な向上の促進や「土著化」の加速という氏の結論は、根本から否定されてしまうの

1) 林2002および林2005を参照。

2) 明清時代科举の社会的統制・政治的効用に着目した研究として Benjamin A. Elman 1991、Benjamin A. Elman 2000がある。

3) 台湾の書院については林文龍1999を参照。

である。李氏の場合も同様、制度的な考察をもって実態（現実）を論じている部分が多く、挙人・進士合格者の数など、表面的な数値を安易かつ無批判に用いており、十分な説得力を有しているとは言い難い。

そこで以下では、清代台湾移住民社会をめぐる歳試・郷試・会試の試験制度の目的と変遷、および各段階が現実には抱える問題を実証的に検討した後、尹・李両氏の提示した結論と比較・検証しながら、筆者の試論を提出することにしたい。

2 歳試

——増広生・廩膳生の定員枠——

広義の科挙の第一段階＝童試に合格した受験生が皆な生員と呼ばれ、各府・州・県学に属していたことは周知のとおりである。ただし生員は各学校の学生の総称にすぎず、いくつかのランクに分類されていた。それは提督学政が実施する歳試によって決定される。歳試とは提督学政が三年に二回、管区内を廻り、最初の回に行う学力試験をさし、二回目の科試とともに、生員の勤惰を調べるものであった。科試は必須でなかったが、歳試は必須であった点に区別があったという〔狩野直喜1984、pp. 374-375、宮崎市定1946、p. 116〕。

いま宮崎氏の分類に従えば、生員には以下の三つのランクが存在した。①附生：はじめて生員となり、未だ歳試を受けたことがない、或いは歳試を受けて三、四等に列したる者をさす。すなわち平常の生員である。②増広生（増生）：附生の二等以上に列したる者が補せられ、各学校に定員があった。増生が歳試に一、二等になれば廩生に補せられ、四等なれば戒飭を受け、五等なれば附生に降

し、六等なる時はおおむね黜革して民となした。③廩膳生（廩生）：政府より若干の学資を給せられる最上級の生員。童試の際に受験者たる童生の保証人となり謝礼をうける便宜がある。各学校に定員があって、その数は増広生と同じであった〔宮崎市定1946、pp. 117-118、狩野直喜1984、p. 398〕。

では、各ランクの定員数はどのようなになっていたか。表1・表2・表3は乾隆三十九年『学政全書』巻五十、福建学額、『光緒会典事例』巻三百七十三、三百七十四、礼部、学校に依拠し⁴⁾、清代福建省の各府・州・県学の新生員・廩生・増生の定員数を整理したものである。

表1から台湾府を除く福建省各府の状況を確認すると、次の特徴を指摘できる（〔 〕カッコ内は新生員と廩生・増生の定員数との比較）。①府学の場合、ほぼ新生員は二十名、廩生・増生は各四十名〔新生員の二倍〕となっている。一方、永春州学や龍巖州学などの州学は、府学に比してやや少なく、新生員十八名、廩生・増生各三十名〔新生員の二倍弱〕であった。②県学については、一般的に新生員二十名、廩生・増生各二十名〔新生員と同数〕、或いは新生員十五名、廩生・増生各二十名の例が卓越する。さらに指摘すべきは、廩生・増生の定員数が新生員のそれを下回る例が全くないことである。最も極端な例でいえば、福州府屏南県学の新生員は僅か四名であるにもかかわらず、廩生・増生は各五名であった。また福州府羅源・閩清・永福三県学、建寧府政和県学、邵武府泰寧県学、福寧府寿寧県学も新生員八名にすぎぬが、廩生・増生は各二十名もの定員数を確保している。一見すれば気づくように、県学の場合、廩生・増生は各二十名が定例であったと考えられる。

4) 乾隆『学政全書』巻五十、福建学額と『光緒会典事例』巻三百七十三、礼部、学校、福建学額の記載とを比較してみると、台湾府以外の他の十一個の府・直隸州の各学額は全く変化がない。換言すれば、台湾府は福建省の中で唯一学額の変動が見られた地域であるといえる。

表1 清代福建省の各学における新生員・廩生・増生の定員数

府	学 校 名	生	廩	増	府	学 校 名	生	廩	増	府	学 校 名	生	廩	増
福 州	福州府学	20	40	40	漳 州	海澄県学	20	20	20	邵 武	光沢県学	8	20	20
	閩 県 学	20	20	20		南靖県学	20	20	20		泰寧県学	8	20	20
	候官県学	20	20	20		平和県学	20	20	20		汀州府学	20	40	40
	長楽県学	20	20	20		長泰県学	15	20	20		長汀県学	20	20	20
	福清県学	20	20	20		詔安県学	15	20	20		上杭県学	20	20	20
	連江県学	15	20	20	延 平	延平府学	20	40	40	汀 州	永定県学	20	20	20
	羅源県学	8	20	20		南平県学	20	20	20		寧化県学	15	20	20
	閩清県学	8	20	20		順昌県学	15	20	20		清流県学	15	20	20
	永福県学	8	20	20		将楽県学	15	20	20		帰化県学	15	20	20
	古田県学	12	15	15		沙 県 学	15	20	20		連城県学	15	20	20
興 化	屏南県学	4	5	5		永安県学	15	20	20		武平県学	15	20	20
	興化府学	20	40	40	建 寧	尤溪県学	12	20	20	福 鼎	福寧府学	20	40	40
	莆田県学	20	20	20		建寧府学	20	40	40		霞浦県学	8	10	10
泉 州	仙遊県学	20	20	20		建安県学	20	20	20		福鼎県学	7	10	10
	泉州府学	20	40	40		甌寧県学	20	20	20		福安県学	15	20	20
	晋江県学	20	20	20		建陽県学	20	20	20		寧徳県学	12	20	20
	南安県学	20	20	20		崇安県学	20	20	20		寿寧県学	8	20	20
	惠安県学	20	20	20	永 春	浦城県学	15	20	20		永春州学	18	30	30
	同安県学	20	20	20		松溪県学	15	20	20		德化県学	12	20	20
漳 州	安溪県学	20	20	20		政和県学	8	20	20	龍 巖	大田県学	12	20	20
	漳州府学	20	40	40	邵 武	邵武府学	20	40	40		龍巖州学	18	30	30
	龍溪県学	20	20	20		邵武県学	20	20	20		漳平県学	15	20	20
	漳浦県学	20	20	20		建寧県学	15	20	20		寧洋県学	8	16	16

〔典拠〕『光緒会典事例』巻三百七十三、礼部、学校、福建学額により作成

以上、福建省内地の府・州・県学を念頭におきながら、続いて表2・表3の台湾府の各学校の状況と比較・整理してみることにしたい。⑦台湾府学の場合、乾隆六年（1741）に粵人受験枠「粵籍」が設けられるまで、新生員の定員数は二十名で、内地の府学と同数であったが、廩生・増生は内地の府学の半数、すなわち二十名しか設けられていなかった。①「粵籍」が設定されると、原来の新生員二十名は「閩籍」として閩人の定員数に充て

られ、これとは別に新たに「粵籍」の定員数八名が認められた。しかし廩生・増生は生員数が増加してから再考するという曖昧な理由——具体的な数字など明確な基準は示されなかった——によって⁵⁾、その後も二十名の現状維持とされ、「閩籍」の生員と同じ枠組みで競争することとされた。⑧台湾府台湾・鳳山・諸羅⁶⁾・彰化の四つの県学では、新生員の定員数が十二名ないし八名に設定されていたが、廩生・増生は僅かに十名か、彰化県

5) 乾隆三十九年『学政全書』巻五十、福建学額

乾隆六年議准。粵民流寓福建台湾府、年久入籍者、台属四邑均有戸冊可稽。応童試者七百餘人、応另編為新字号、於四邑内、通較粵童文字、共取進八名、附入府学。再有統出応試者、総以八名為額。俟歲・科数次之後、取進人数漸多、再將応設廩・増・題請定議。

6) 表2の諸羅県学は乾隆五十二年（1787）以後、嘉義県学となった。

表2 台湾府各学における新生員定員数の変遷

	台湾府学	台湾県学	鳳山県学	諸羅県学	彰化県学
康熙25年(1686)	20	12	12	12	
雍正元年(1723)	20	12	12	12	8
乾隆6年(1741)	閩籍 粵籍 20 8	12	12	12	8
乾隆56年(1791)	20 8	12	12	12	12
嘉慶12年(1807)	21 9	13	13	13	13

[典拠] 乾隆三十九年『学政全書』巻五十、福建学額、『光緒会典事例』巻三百七十四、礼部、学校、福建台湾学額より作成

表3 台湾府各学における廩生・增生定員数の変遷

	台湾府学	台湾県学	鳳山県学	諸羅県学	彰化県学
康熙25年(1686)	20 20	10 10	10 10	10 10	
雍正13年(1735)	20 20	10 10	10 10	10 10	10 10
嘉慶12年(1807)	閩籍 粵籍 20 20 8 8	10 10	10 10	10 10	10 10
嘉慶15年(1810)	30 30 8 8	15 15	15 15	15 15	15 15

[典拠] 乾隆三十九年『学政全書』巻五十、福建学額、『光緒会典事例』巻三百七十四、礼部、学校、福建台湾学額より作成

学のように全く設けられぬ場合もあった。これは内地の各県学が必ず新生員より廩生・增生を多く設けたのと大きく異なっている。また内地の一般的な県学の廩生・增生が各二十名であったことを考慮すれば、台湾の各県学は僅かに半数にしか及ばなかったことになる⁷⁾。その原因は判然としないが、おそらく

は当時の台湾移住民社会における科擧の定年度の相対的な低さと関係を有するのであろう。

このように「粵籍」新設以降、八名もの新生員数の増加があったにもかかわらず、廩生・增生は各二十名のまま抑えられていた台湾府学では、生員間の昇進競争がいつそう激

7) これらの諸特徴については他の文献史料からも確認できる。『光緒会典事例』巻三百七十四、礼部、学校、福建台湾学額、嘉慶十五年(1810)の記事には、次のように述べられている。「嘉慶十五年議准。台湾府学、額進文童二十一名、与閩省内地各府学、額進名数相同。而閩省府学廩・増均各四十名、独台湾府学廩・増僅各二十名。又台湾・鳳山・嘉義・彰化四県学額、額進文童十三名、与閩省内地各県中学額進名数大略相同、而閩省県学廩・増均各二十名、惟台属四県学廩・増僅各十名。〔台湾府学は試験年度ごとに新生員(文童)二十一名を合格させており、その人数は福建省内地の各府学の定員数と同数である。しかし福建省の府学の廩生・增生は各々四十名であるが、台湾府学のみ僅かに廩生・增生各二十名である。また台湾・鳳山・嘉義・彰化四県の新生員の定員数は十三名で、福建省内地の各県の中規模程度の学校とほぼ同じである。しかし福建省の各県学の廩生・增生は各二十名であるのに対して、台湾府の四県学では廩生・增生は各十名にすぎない〕」。この記述は嘉慶十五年(1810)の事情を語っているため、やや定員数の増加が見られるが、台湾府学および府下の四県学の廩生・增生の定員数が福建省内地に比してほぼ半数程度に抑えられていた事実をはっきりと示している。このように台湾府の各学校の廩生・增生が少ないことは当時すでに明白に認識されていたといえよう。

烈になったと想像される。ただし現実的には、廩生・增生の定員枠はほぼ閩人によって独占されていた可能性が高い。なぜなら鳳山県の儒学教諭（正八品）朱仕玠が著した『小琉球漫誌』「粵籍」に、以下のような記述があるからである⁸⁾。

〔広東省〕惠州府や潮州府出身の者たちも〔童試〕受験を許されている。彼らは受験用紙を分けて「粵籍」とし、〔台湾府の〕四県の粵人が参加する。府考（府試）・道考（院試）の時には、四県の「粵籍」の受験生の中から〔成績優秀な者を〕選ぶ。新生員八名を合格させ台湾府学に管轄させたが、廩生はいなかった。三年毎の郷試にも参加しなかった。

朱仕玠は乾隆二十八年（1763）六月に教諭に着任しているから、この記述はその前後の状況について記したものと判断してよい。彼の言によれば、「粵籍」生員は廩生に昇進できぬ上、三年一度の郷試にも参加しなかったという。その理由については何も記していないが、粵人は昇進競争においてかなりの苦戦を強いられたと考えられる（後には少数の廩生・增生があったようである。後述）。

かかる状況の下に在って、乾隆二十二年（1757）、鍾泰陽をはじめとする「粵籍」生員六十八名は連名で「粵籍」独自の廩生・增生の定員枠を請願するに至る。その呈文は台湾府知府鍾徳（乾隆十九～二十二年在任）に提出され、その後、台湾道德文（乾隆二十～二十三年在任）、福建布政使徳福（乾隆二十一

～二十八年在任）の手をへた後、閩浙総督楊応琚（乾隆二十二～二十四年在任）によって乾隆帝に上奏されたようである。台湾道德文が受け取った台湾知府鍾徳の詳文には、以下のように記されている⁹⁾。

わたくし知府の調べたところでは、粵人童生が台湾で〔童試〕受験することについては、乾隆六年八月に礼部の議准を受けて以来、現在に至るまで十六年間、歳・科両試はそれぞれすでに五回を数え、現在六十八名の生員がいます。合格した生員の数はずでに多くなりましたが、廩生・增生の定員数は未だ設けられていません。わたくしの考えとしては礼部の〔以前の〕部議に照らして廩生・增生の定員数を定めるべきではないかと思われま

す。鍾泰陽らの請願を受けた知府鍾徳は、「粵籍」の受験枠を設置してから乾隆二十二年に至るまでに、粵人生員の数がすでに六十八名にも達していたことを理由として、「粵籍」独自の廩生・增生の定員数を設けることに賛成の意を表している。このような請願がなされること自体、閩人が廩生・增生を半ば独占したという、さきの推測を傍証するものと考えられる。

では、鍾泰陽らの請願はその後どうなったか。それは嘉慶十二年（1807）の閩浙総督阿林保（嘉慶十一～十四年在任）・福建巡撫張師誠（嘉慶十一～十九年在任）の上奏から判明する（㉑～㉓は筆者が行論の便宜上付し

8) 朱仕玠『小琉球漫誌』巻六、海東賸語上、「粵籍」

恵・潮居民、亦准考試。分其卷為粵籍、四邑与焉。遇府道考、合四邑粵籍取之。入学八名、隸台湾府学、但無廩膳。三年郷試、亦不与焉。

9) 中国第一歴史檔案館蔵、礼科題本、乾隆二十二年、閩浙総督楊応琚

卑府查粵童廩試、自乾隆六年八月内、奉到部覆議准以来至今一十六載、歳・科両試已各五次、見有生員六十八名。是取進人数已多、而廩・増名額尚未設立。卑府管見似應遵照部議請定廩・増額数。

たものである)¹⁰⁾。

④また台湾府に寄留した「粵籍」童生は皇帝の恩恵を蒙り八名の合格者を得ましたが、廩生・增生の定員枠が設けられることはありませんでした。⑤調べによれば、乾隆二十二年に前任の閩浙総督楊応琚が「粵籍」に廩生・增生の定員枠を設けるよう上奏しましたが、礼部の議覆が下り、この時「粵籍」生員は僅か六十名あまりにすぎなかったのも、そのまま府学に附入させ、閩人の生員とともに廩生・增生を選抜させる。人文が盛んになって、廩生・增生の定員数が不足するのを俟ってから再び上奏すればよい、としたため、現在でもそのように行っている。⑥今に至るまですでに数十年をへて、「粵籍」の合格者の数は昔のほぼ二倍となったのに、廩生・增生の定員枠は未だ設けられず、まことに人は多く定員数は少ない状態にあります。……皇帝の恩恵により、「粵籍」生員については小規模程度の学校の定員数の例に照して、廩生・增生各十名を設けては如何でありましょうか。

まず④では乾隆六年（1741）の「粵籍」受験枠の設定当時のことを述べている。上述の如く、当時は生員枠八名のみが与えられ、廩生・增生については明確な方針を示すことな

く見送られてしまった。解決は先送りされたのである。その後、はじめて⑥乾隆二十二年に閩浙総督楊応琚が——鍾泰陽らの請願に基づいて——廩生・增生の定員枠の設定を要求したものの、これも「粵籍」の生員数が少ないことを理由に礼部によって却下された。⑦そしてさらにその五十年後、すなわち嘉慶十二年に至って、さらなる生員数の増加を背景に、閩浙総督阿林保と福建巡撫張師誠とが「粵籍」独自の廩生・增生枠各十名を認めるよう再度申請したのである。

答えを先取りするならば、この阿林保・張師誠案は廩生・增生定員枠の設定（各八名）に成功する。しかしここで注目したいのはその理由である。上述の楊応琚案、阿林保・張師誠案は文面上から見れば、ともに僅かに「粵籍」生員数の増加のみを理由としているにすぎない。確かに、嘉慶十二年までに生員数はかなり増加したであろうが、実際には礼部は生員が何名以上に達すれば設けるというような明確な数値を示しておらず、また要求する地方官の側も根拠となる数字を全く提示していない。嘉慶十二年に至って定員枠の設定が承認された背景には、実は別の原因があったのである。かかる点で興味深いのは上述の上奏と同時に皇帝に提出された「密陳（密書）」である。以下、その「密陳」の内容を検討してみよう¹¹⁾。

10) 中国第一歴史檔案館所蔵、宮中檔、硃批奏摺、文教科挙類、膠片号五2532-2535、嘉慶十二年四月十一日、閩浙総督阿林保・福建巡撫張師誠

奏為海外人文日盛、懇恩加広中額・進額、並添設廩・増・優貢、以示鼓勵、仰祈聖鑒事。……④又附居台属之粵籍文童、蒙恩取進八名、並未專設廩・増。⑤查乾隆二十二年、前任督臣楊応琚題請粵籍額設廩・増、經部議覆、因彼時粵籍生員僅有六十餘名、行令附入府学与閩生一同校拔廩・増、俟人文日盛、廩・増額隘、另行題請等因、在案。⑥迄今已經数十年、粵籍取進人数、幾倍於前、廩・増未設、洵為人多額隘。……合無仰懇聖主天恩俯准、……粵籍生員准照小学之例、添設廩・増各十名。

11) 中国第一歴史檔案館所蔵、宮中檔、硃批奏摺、文教科挙類、膠片号五2536、嘉慶十二年四月十一日、閩浙総督阿林保・福建巡撫張師誠、密陳

再臣等查台湾遠隔重洋、民情浮動。屢次匪徒滋事、地方紳士、捐資募勇、倡義殺賊、皆出於讀書明礼之家。即如十年冬間、蔡牽竄台、勾結陸路匪徒、南北滋擾、甚至困困郡城。拋該鎮道等稟稱「在城拳貢生監、以及讀書士子、無不志切同仇、協力守禦。在鄉紳士亦各回練義勇、督率防護、内鳳山之広東莊民、尤為出力。……」。……合無仰懇皇上天恩、俯准增額、實於海外要区、大有裨益。謹附片密陳、伏乞聖鑒。

また臣らの調べによれば、台湾は遠く海洋を隔て、民情は不安定であります。しばしば匪徒が騒動を起こしましたが、台湾の紳士が資金を供出して義勇兵を募集し、義挙を主唱して賊を殲滅したのは、すべて読書人の礼をわきまえた人々のおかげでありました。たとえば嘉慶十年（1805）の冬には、〔海賊の〕蔡牽^{さいけん}が台湾に潜伏して、陸上の匪徒と結びつき、〔台湾の〕南北で騒動を引き起こし、甚だしきに至っては、府城を包囲いたしました。台湾総兵官（武隆阿）と分巡台湾道（平慶）らの報告には「府城の挙人・貢生・生員・監生および読書人たちは懸命に共同の敵に怒り立ち向い、協力して守ろうとしない者はありませんでした。在郷の紳士もまた義勇兵を募って訓練し、これらを率いて防護いたしました。そしてそれらのうち鳳山県の広東荘の民が最も尽力したのです。……」とありました。……ですから、皇帝の恩恵により定員枠を増加することを許し、海外の要地にとって大いに裨益がありますことを懇います。謹んで「密陳（密書）」を附し、皇帝のご判断を仰ぎます。

「密陳」の末尾の一言には、「粵籍」に廩生・增生枠を承認した本当の理由、すなわち皇帝・地方官の政治的な意義が述べられている。つまり廩生・增生枠承認の直接的契機はこれに先立つ二年ほど前に発生した海賊蔡牽^{さいけん}の反乱に在った。連横『台湾通史』¹²⁾（1918）

卷三十二、列伝四、海寇の記載によれば、蔡牽とは福建省泉州府同安県の人で、もともと約100艘の船団を率いる武装商人集団の頭目であった。福建省を拠点として山東～広東省の東南沿岸地域で活動し、往来の商船を襲撃しては貨物を奪っていた。嘉慶八年（1803）、台湾から内地へ向けて搬運中の米穀数千石を強奪、翌年には台湾の鹿港、さらにその翌年には台湾の淡水を攻撃し、勢力を着々と拡大していった。嘉慶十年（1805）には鎮海威武王と称し光明の年号を建てるなど最盛期を迎える¹³⁾。ところが、同年十二月に台湾府城を攻めたところ、紳士・商人らは資金を投じて義勇兵を募集し激しく抵抗した（これが密陳の内容にあたるのであろう）。蔡牽はその後各地で敗北し、最後は嘉慶十四年（1809）秋に福建水師提督王得禄に敗れて、遂に自殺したとされている¹⁴⁾。

さて、「密陳」に引く台湾総兵官武隆阿（嘉慶十二～二十五年在任）・分巡台湾道平慶（嘉慶十～十七年在任）の報告では、蔡牽が台湾府城を攻めた際、在城の挙人・貢生・生員・監生など読書人層（台湾府城は圧倒的に閩人が多いため、これらの読書人層の多くが閩人であったと推測される）のほか、在郷の紳士も義勇兵を募って蔡牽に抵抗した。なかでも特に協力したのが鳳山県の粵人であったと強調されている。阿林保・張師誠はかような閩人・粵人の反乱鎮圧への協力・貢献を語るとともに、彼らに科举に関わる恩恵を与えることで、今後も清朝への“忠義”の鼓舞、ひい

12) 連横『台湾通史』は台湾が1895年に日本へ割譲される以前の歴史を、政治・経済・文化・人物などの項目に分かって記述したもの。1908年に執筆を開始し1918年に完成した。『台湾歴史辞典』（北京、群衆出版社、1990、p. 136）を参照。

13) 『仁宗実録』の記載によれば、蔡牽がその活動の場を台湾に移した嘉慶九年（1804）から死亡した同十四年（1809）にかけて、嘉慶帝は手を束ねたまま為すすべを知らぬ地方の文武官員を責めて逮捕を厳命したり、懸賞つきで臣民の協力を求めたりした。そして遂には蔡牽を捕縛した者に「即公侯伯崇封、朕所不靳」（『仁宗実録』卷一百五十七、嘉慶十一年二月二十六日）とまで述べるに至る。この表現から嘉慶帝が反乱の鎮圧に如何に手を焼いていたかを窺うことができる。

14) 蔡牽の反乱に関する研究としては、さしあたり陳孔立1990、pp. 185-196を参照。

ては彼らを中心とする安定した台湾社会の確立を促すよう嘉慶帝に求めたと考えられる。

この蔡牽の反乱鎮圧に最も尽力したとまで称賛された粵人は、『光緒会典事例』卷三百七十四、礼部、学校、福建台湾学額、嘉慶十二年に「台湾府学は試験年度ごとに「閩籍」の新生員二十名、「粵籍」の新生員八名を合格させ、廩生・增生については各二十名の定員を設けて、「粵籍」と「閩籍」の生員のうちから選抜させていた。〔今後は〕もとの廩生・增生の定員二十名は「閩籍」の生員を充てることとし、「粵籍」には別に廩生・增生の定員数八名を設けるべきである。現在いる「粵籍」の廩生・增生は新しい枠組みに移すほか、余った定員数については次の歳試・科試を始めとして、専ら「粵籍」生員の中から順次選抜するようにいたしましょう。……「粵籍」に文童一名を加える¹⁵⁾とあるとおり、遂に念願の廩生・增生枠八名を手に入れたのである。この記述の内容から、以前にも若干の「粵籍」の廩生・增生がいたことが判明するが、上述の如く、「閩籍」の人々にほぼ独占されていたことを考慮すれば、廩生・增生各八名の獲得は粵人にとって非常に重要な意味をもつものであったと想像できる¹⁶⁾。またこの時、同時に生員の定員数も八名から九名に増加されている。

一方、科举有資格者の指揮のもと、反乱鎮圧に助力した閩人も、①挙人の定員数（「至」字号）の一名増加（挙人については後述、表4を参照）、②郷試受験者を最大三百名にま

で拡大、③府学の「閩籍」の新生員の定員数を二十名から二十一名に増加（表2を参照）、④台湾府の四県学の新生員数を各十二名から十三名に増加（表2を参照）、以上①～④の科举に関わる報償を王朝から与えられた〔尹章義1989、pp. 568-589〕。

これまでの一般的には、科举の受験枠ないし定員数は各地域の“文教”の程度によって分配・増加された、と理解されてきた。ところが、台湾を例に検討したところ、とりわけ「粵籍」独自の廩生・增生枠の設定は反乱の鎮圧に協力するという王朝に対する“忠義”と引き換えに与えられたものであったことがわかる。つまり科举定員枠・定員数がここでは一種の取引材料ないし政治的手段として利用されたのである。このことは郷試や会試を検討する場合にも、清朝の“台湾統治手段としての科举”という性格に注目していくことが有効な分析視角になることを示唆している。

3 郷試——台湾府を単位とする 挙人枠の設定——

本章では、科举における個人の上昇移動から見て極めて重要な位置を占めたと考えられる挙人を選抜する試験＝郷試について検討する。挙人の学位保持者は下級官職に就く資格を与えられたため、清朝も“社会的・学問的移動”を規制しようと、各「省」ごとの挙人の定員数を固定させ、「公平な地理的な代表

15) 『光緒会典事例』卷三百七十四、礼部、学校、福建台湾学額、嘉慶十二年

台湾府学、額進閩籍文童十二名、粵籍文童八名、額設廩・増各二十名、係粵籍与閩籍生員一体挨補。応以原定廩・増各二十名、專帰閩籍生員充補、粵籍另設廩・増各八名。除将現在実廩・実増撥帰新額外、餘缺俟下屆歲科考為始、專将粵籍生員挨次幫補。……粵籍加進文童一名。

16) 江西省の「棚童」や広東省の「客童」は生員の定員数を設けられたが、廩生や增生の別枠を与えられることはなく、土着の生員と共に競争した。広東省東莞県の「客童」に至っては「廩増不准撥給」、つまり廩生・增生の選抜資格すらも有していなかった（『光緒会典事例』卷三百七十九、礼部九十、学校、嘉慶六年の広東省東莞県「客童」の例。Chung-li Chang 1955、p. 77）。かかる状況と比較する時、台湾の粵人の廩生・增生枠の設定はむしろ特殊な事例といえるだろう。

制の確保に多大の注意を払っ」ていたとされている [Ping-ti Ho 1962, pp. 183-185]。

ところで、挙人は「省」を単位として定員数を設定するのが普通であったが、台湾では「府」を単位として——「省」ではない点に注意する必要がある——設定されていた。この点についてはすでに尹章義氏の研究が存在するが、本章の冒頭でも述べた如く、史料解釈などに多くの問題点を残しているから [尹章義 1989, pp. 576-570]、ここで台湾の挙人枠の設定を再び俎上に乗せ、閩人と粵人とは分けて考察を加えることにしたい。

(1) 閩人の挙人枠

尹章義氏によれば、早くも康熙二十五年(1686)の学校設置の翌年、台湾府に独自の挙人額が与えられることになった [尹章義 1989, p. 569、表4を参照]。福建提督張雲翼(康熙二十五～三十五年在任)は、台湾の人文が未だ浅く、内地の福建省の読書人と直ちに競争出来ないことを理由に、陝西省の甘肅と寧夏¹⁷⁾の例に照して、台湾の挙人枠の設立を上奏したところ、一名の挙人枠(これが福建省と全く別個の固定額であり、最低保障額ではないことについては後述する)を許可された。ところが、同三十六年(1697)に至って、閩浙総督郭世隆(康熙三十四～四十一年在任)は、「台土」が人文の盛んなことを理由に挙人枠の撤廃を求めた、と上奏する。これが裁可され、挙人枠は撤廃、今後台湾の生員は福建省の枠組み内で受験することとなった。しかしその後、台湾の挙人合格者は全く出ず、次第に郷試から遠のくようになったという [尹章義 1989, p. 567]。

ここで問題となるのは、康熙三十六年に「台

表4 台湾府における挙人の定員数

	定員数	字 号
康熙26年 (1687)	1	至
康熙36年 (1697)	0	—
雍正7年 (1729)	1	臺
雍正13年 (1735)	2	臺
乾隆6年 (1741)	閩籍 2 粵籍 —	閩籍 臺 粵籍 —
嘉慶12年 (1807)	3	至 —
道光8年 (1828)	3	1 至 田
咸豊4年 (1854)	4	1 至 田
咸豊5年 (1855)	6	1 至 田

[典拠] 尹章義 1989, pp. 567-570より作成

士」自らが進んで挙人枠の撤廃を要求したにもかかわらず、その後なぜ挙人合格者を輩出できず、結果的に郷試から遠ざかることになってしまったかという点である。その理由について、尹氏は台湾海峡を渡る危険性と挙人枠撤廃による合格率の低下と失望をあげている [尹章義 1989, pp. 567-568]。しかしこの二つの理由のうち、前者は何もこの時期に限定されたことではなく、また後者も自ら撤廃を要求したこととの矛盾を全く説明していない。そこで以下では、かかる矛盾を解釈すべく、本当に挙人合格者がいなかったか否かの裏づけをとるとともに、尹氏が何の考察も行わず安易に史料用語を用いている、撤廃を求めた「台土」と「失望」した人々とは一体どのような人々だったのか、について検討を加えることにしたい。

まず、朱仕玠『小琉球漫誌』巻六、海東廣語上、「額定郷試中式」の記載には「康熙三十七年、閩浙総督郭世隆は〔台湾の〕別枠を撤去し、福建省と一体で合格させるよう上奏

17) 甘肅とは陝西行都司管下の涼州衛・甘州五衛などの諸衛(後の甘肅省)、寧夏とは寧夏五衛を中心とした陝西都司の管轄した諸衛(後の寧夏府)をさす。『光緒会典事例』卷三百四十八礼部、貢挙、郷試中額一によれば、甘肅・寧夏及び台湾のみが「省」以下(省を含まない)を単位として挙人枠を設けている。

表5 台湾の挙人合格者（康熙26年～雍正7年）

合 格 年	姓 名	学校／ランク
康熙26丁卯（1687）	蘇 莪	鳳山附生
康熙29庚午（1690）	呂星燦	鳳山附生
康熙32癸酉（1693）	王 璋	府学附生
康熙35丙子（1696）	王際彗	鳳山附生
康熙44乙丙（1705）	王茂立	台湾附生
康熙50辛卯（1711）	楊阿捷	台湾附生
康熙50辛卯（1711）	王錫祺	諸羅附生
康熙52癸巳（1713）	楊朝宗	台湾附生
康熙53甲午（1714）	陳 飛	台湾附生
雍正01癸卯（1723）	王世臣	府学附生
雍正04丙午（1726）	莊飛鵬	府学附生
雍正07己酉（1729）	陳文苑	鳳山拔貢

〔典拠〕 乾隆『統修台湾府志』巻十二、人物、挙人

した。その後、三十一年間、郷試十二回中、台湾の合格者は一人としていなかった¹⁸⁾とあって、康熙三十七年^{ママ}（実は三十六年）から雍正七年（1729、この年に再度挙人枠を設定した）までの間、台湾に挙人合格者が無かったことを語っている。ところが、乾隆『統修台湾府志』巻十二、人物、挙人の記載によれば、この三十一年間にも、王茂立・楊阿捷ら七名もの挙人が台湾府から誕生している（表5）。確かに「台士」が一名の挙人枠の撤廃を要望したねらいどおりに、康熙五十年（1711）の郷試には楊阿捷・王錫祺の二名が同時に合格している。彼らの希望はかなえられたわけである。では、朱仕玠のいう「台湾の合格者は一人としていなかった」とは何を意味するのであろうか。朱仕玠が単に書き誤

ったにすぎないのであろうか。そこで別の史料を検討し、合格者たちの素顔に迫ってみることにしよう。

雍正六年（1728）十一月四日、台湾の挙人枠の再設定を提案した巡台御史夏之芳（雍正六～八年在任）は、過去の合格者について以下のような意見を述べている。「台湾の貢生・監生・生員は内地の〔福建省の〕読書人と一体に郷試を受験しています。しかし台湾の文風は内地に比してやや低く、以前の郷試合格者は皆な内地の不法入学者（内地冒籍之人）であり、台湾本地人受験生（本籍）は一人として合格しませんでしたので、台湾の読書人は普段の見聞が限られ、また未だ^{みづか}身ら功名を得たことが無いため、ついに益々了見が狭くなり、昇進しようと思わなくなったのです¹⁹⁾。この夏之芳の言に明らかなように、当時の台湾の郷試合格者は台湾本地人（以下、本地人²⁰⁾と略す）ではなく、内地からの不法入学者だったのである。夏之芳が「冒籍」の語を用い、「本籍」と対比させているのは、直前に成立した雍正五年定例を意識したものに相違ない。内地からの不法入学者に比べて、本地人は合格することも難しく、次第に郷試を受験する意志すら失っていったのである。この夏之芳の意見を裏づけるのが、雍正七年（1729）十二月二十一日の礼部の議覆に引く福建巡撫劉世明（雍正六～八年在任）の疏文である。「台湾府の郷試受験生には、もともと別枠で合格させる例がありました。その後「台地士子」の半ばが泉州や漳州など内地〔の不法受験〕の人々であり、より多数の合格者

18) 朱仕玠『小琉球漫誌』巻六、海東賸語上、「額定郷試中式」

康熙三十七年、総督郭世隆奏准撤去另号、通省一体匀中。以後三十一年、郷試十二科、台地無獲雋者。

19) 『宮中档雍正朝奏摺』第十一輯、雍正六年十一月四日、巡視台湾兼理学政監察御史夏之芳

奏為敬陳台地学校事宜、仰祈睿鑒事。……郷試中式宜立字号也。查台湾貢・監・生員与内地一体郷試、但海外文風稍遜内地、従前文場中式者、皆係内地冒籍之人、本籍並無一人中式、以致読書之士、平日既囿於見聞、又未身歴科名進取之榮、遂爾器量愈隘、不思上進。

20) 本地人の定義については林2002、pp. 64-66を参照。

を得ようと、ついに別枠の撤廃を申請したのであります。いま不法の入学者は皆なすでに内地の学校へと帰り、台湾〔本地人〕の読書人は郷試に参加できることを心待ちにしています」²¹⁾。この劉世明の見解でも、やはり過去の合格者、すなわち「台地士子」が泉州・漳州など内地の不法入学者で占められていたこと、本地人の読書人は郷試への参加——この時点でも実力さえ有れば参加できるわけだから、意味としては挙人枠の再設定と考えた方がよい——を希望していたことがわかる。また「より多数の合格者を得よう」との文言から、最初の挙人枠の設定（康熙二十五年）が最低保障額ではなく、固定額であったことは明白である。

ここでもう一度、康熙三十六年の閩浙総督郭世隆による挙人枠の撤廃について整理してみよう。まず郭世隆に対して挙人枠の撤廃を申し入れた「台士」とは明らかに内地からの不法入学者であり、彼らは撤廃後も郷試に確実に合格しつづけた。その一方で郷試に全く合格できず、試験にさえ赴かなくなったのは本地人であった。さらに一步進めていえば、「台士」は合格しやすい台湾で生員となった後、郷試に臨むことになるが、今度は挙人枠一名という固定額が桎梏となったため、この撤廃を企図し、定員数の多い福建省全体の枠組みに編入されることを望んだのであろう。これに対して窮地に陥ったのが本地人であった。挙人枠を撤廃されたため、福建内地の読書人には全く太刀打ちできず、一人の挙人合格者も出すことができなかった。それどころか、福建内地からの不法受験生が台湾生員枠

をほぼ独占していたことを考えあわせれば、恐らく康熙三十六年以降、本地人の立場から見た台湾の科举は、まさに「暗黒期」に入っていたといえよう。かかる背景のもとで実施されたのが、雍正五年（1727）の高其倬による童試受験の本地人創出であったに相違ない。彼は内地からの不法入学者を台湾の学校から排除し、本地人生員を養成しようとしたのである。そしてこの政策と連動して提案されたのが上述の夏之芳・劉世明の意見だったのであり、その結果が雍正七年（1729）の挙人枠再設定だったと考えられよう。その後、雍正十三年（1735）には、定員数が二名に拡大されている〔尹章義1989、p. 568〕。

ところが、内地の不法入学者を排除して本地人生員を養成しようとするこの一連の改革も、法の網を巧みに逃れ、台湾の科举へと潜り込んでくる内地の読書人層のために上手くは機能せず、目標とは程遠い結果に終わったようである。『小琉球漫誌』巻六、海東臚語上、「額定郷試中式」には、さきに引用した部分に続いて「台湾の科举は不法な受験生が少なくなく、合格者の多くは台湾本地人ではない。わたくしの調べでは、乾隆十八年（1753）から同二十七年（1762）まで、五回の郷試の中で台湾から合計十人の挙人が誕生しているが、そのうち乾隆十八年に合格した謝居一人だけが〔台湾の〕鳳山県人で、その他はすべて内地人である」²²⁾と述べられている。表6は乾隆『統修台湾府志』巻十二、人物、挙人から乾隆十八～二十七年に合格した十名の台湾の挙人のデータを整理したものである。乾隆十八年の合格者の中に謝居なる人物の名は

21) 『世宗実録』巻八十九、雍正七年十二月二十一日

礼部議覆、福建巡撫劉世明疏言、台湾府属応試生儒、原有另編字号取中之例。後因台地士子半係泉・漳之人、希冀多中、故有撤去另編字号之請。今冒籍者俱已改歸本籍、海外誦誦之士、競切觀光。

22) 朱仕玠『小琉球漫誌』巻六、海東臚語上、「額定郷試中式」

但台地冒籍者多、中式多非土着。予查台湾自乾隆癸酉至壬午凡五科、共額中十名。内惟癸酉科中式謝居一名、係鳳山人、餘俱属内地。

表6 台湾の挙人合格者（乾隆18年～27年）

合格年	姓名	学校／ランク
乾隆18癸酉（1753）	謝其仁 王克捷	鳳山□生 諸羅附生
乾隆21丙子（1756）	穆帝賚 莊文進	府学□生 鳳山□生
乾隆24己卯（1759）	楊対時 白紫雲	府学廩生 彰化附生
乾隆25庚辰（1760）	尤廷封 張源仁	府学廩生 府学□生
乾隆27壬午（1762）	蔡霞挙 張源徳	台湾□生 台湾歳貢

〔典拠〕 乾隆『統修台湾府志』巻十二、人物、挙人

見えぬが、同年合格で鳳山県出身の謝其仁²³⁾がそれにあたると思われる。朱仕玠によれば、この謝其仁を除けば、他の合格者たちは皆な内地の読書人であったわけである。

かようにして改革の効果が一向にあらわれない中で、再度挙人枠の撤廃が本地人の閩人読書人層（粵人を含めぬことについては後述）によって請願されることになる。「乾隆二十八年（1763）、巡台御史永慶（乾隆二十八～三十一年在任）・李宜青（乾隆二十八～三十一年在任）が台湾に至ると、「台地の紳士」は〔台湾の〕挙人枠での合格者に不法入学者が多いことを理由に、連名で定員枠を再び撤廃し、福建省と一体に受験できるよう求めたが、二人の巡台御史はこれを却下し、道・府・県に不法入学者（冒籍）を取り締まるよう命じ、その根源を絶てば、弊害は必ず止むであろうと述べた²⁴⁾。ここにいう「台地の紳士」

が本地人なのか、或いは内地の読書人なのかは、これまでの検討どおり重要な点であるが、この史料ではただちに断定することは不可能である。ただし論理的推測が許されるとすれば、本地人ではなかったかと考えられる。なぜなら、内地の読書人が康熙三十六年（1697）の「台士」と同じく多くの合格者を得るべく再び撤回を図ったのであれば、永慶・李宜青の後半部分のような返答を引き出した場合、かえって内地の読書人の不法受験・入学によって不都合な結果を招くことになってしまうからである。「台地の紳士」を本地人と理解して初めて、二御史の「冒籍」を根絶して、問題を根本から解決すべきである、との返答も有意義なものとなるのである。

ここで注目されるのは、康熙三十六年に同様の撤廃要求が出された時には、それを容易に認めた中央ないし地方官も、今回はこれをつっぱねて断固として撤廃を認めなかった点であろう。では、なぜ撤廃しなかったのか。かかる問題を検討する時、再設定の段階における巡台御史夏之芳の言は大変興味深い²⁵⁾。

臣の愚見では、今後郷試の年、〔福建省〕内地の八府とは別に「台」字号を立てて、一名ないし二名〔の挙人〕を合格させましょう。さすれば、台湾の読書人が皇帝の特別の恩恵を受けて、彼らにも京師まで来て王朝の威光と官員の選抜を体験させることができましょう。彼らは必ずや益々鼓舞され奮い起こされるにちがいない、なおかつ王朝のために尽力するとい

23) 謝其仁については乾隆『重修鳳山県志』巻九、選舉志、科目、挙人にも「乾隆十八年癸酉（駱天衢榜）、謝其仁（廩〔生〕）」（〈 〉内は割註）とある。謝居と謝其仁とが同一人物であることはほぼ間違いなく、謝其仁は科挙受験用の名であったと推測される。

24) 朱仕玠『小琉球漫誌』巻六、海東賸語上、「額定郷試中式」

乾隆二十八年、巡台満御史永公慶・漢御史李公宜青至台、台地紳士以額中虚冒其名、聯名進詞、願撤去另号、一体匀中。二巡公不允所請、但面諭道・府・県撤禁冒籍、其源既清、則其弊自止。

25) 『宮中檔雍正朝奏摺』第十一輯、雍正六年十一月四日、巡視台湾兼理学政監察御史夏之芳

以臣愚見、嗣後郷試之年、可否於内地八府之外、另立台字号、酌量於正額数内、分中一、二名、庶海外人材、仰浴皇上格外之恩、亦得上入京師觀光謁選。伊等必愈知鼓舞、加意振興、且可共識効力從公之大義。此亦鼓勵辺方之一法也。……祇因台地士習不醇、思以勸懲兼用、使之畏法奉公、並導以輸誠向化之志。

う大義を共にわきまえるようになるでしょう。これもまた辺境〔の読書人〕を励ます一法であります。……台湾の読書人の士風は整っていないので、飴と鞭を併せ用い、該地の読書人に法を恐れ忠誠を尽くさせ、王朝に真心をもって帰服させるように致しましょう。

上述の如く、挙人の定員枠は一般に「省」を単位に設定されていた。ところが、台湾や甘肃・寧夏など「省」以下（省を含まない）の行政単位にも稀に挙人定員枠を設定することがあった。これらの地域に共通するのはいずれも「辺境」に位置することである。これら辺境は地理的であれ文化的であれ、中央への求心力がとかく欠ける傾向にあった。少なくとも中央からはかような目で見られていた。清朝はかかる地域における王朝への求心力を高める一つの政治的手段として挙人の定員枠の設定を選択したと考えられる。この夏之芳の言は台湾における挙人枠設定の政治的な意味をこのように強調しているのである。王朝の威光、官僚として登用される栄光、かかる飴を与えることで辺境にある台湾の読書人の王朝への求心力を高め、彼らの力を利用して辺境の遠心化を抑制する。「省」以下（省を含まない）の行政単位への挙人枠設定という特殊な措置の意味はまさにここにあると考えてよいであろう。清朝による科举の制度的な整備と定員枠・定員数の分配は、単に文化水準のみを基準として行われたのではなく、辺境統治の手段としても重要な役割を果たしていたのであった。

(2) 粵人の挙人枠

続いて粵人の郷試について検討しよう。さきに検討した康熙二十六年（1687）の台湾への挙人定員枠の設定では、少なくともそこに粵人を除外するような文言は一切記載されていない。従って、制度的には粵人も台湾独自の挙人定員枠に与る権利を有していたと考えられるが、実際には童試すら受験していなかったと推測されること、すでに述べたとおりである。しかし雍正五年（1727）規定が制定されると、それを根拠とした閩人の反対に遭い、粵人は童試受験を妨害されたから、実質上、挙人への道は全く閉ざされたと判断してよい。かような状況の下、粵人の郷試受験の一大転機となったのは、童試受験と同様、乾隆六年（1741）規定の成立であった。童試は勿論、郷試についても参加が可能となったからである。ただし乾隆『統修台湾府志』巻八、学校、学宮に「〔粵籍生員の〕郷試について、〔彼らを〕「台」字号（台湾独自の挙人枠）で受験させるのはよろしくない。とりあえず福建省の生員〔の枠組み〕に附属して、〔その枠で〕郷試を受けさせるべきである²⁶⁾とあるように、台湾「府」を単位として与えられた挙人の保障額は閩人のみを対象とすること、「粵籍」生員はその対象外とし、福建省全体の枠組みに編入して福建内地の読書人とともに受験させることが確認された。しかしこれが当面の措置であり、郷試に参加する「粵籍」生員の数が一百名を越えた時に再考する、という付帯条項も付けられていた²⁷⁾。

この条項に沿って、「粵籍」生員の挙人枠設定が要求されたのは嘉慶十六年（1811）の

26) 乾隆『統修台湾府志』巻八、学校、学宮

至郷試、不便附入台字号、応暫附閩省生員内郷試。俟数満百名、再行題請另編字号、取中一名。

27) 『明清史料』戊編第一本、「閩浙總督德沛題本」乾隆六年四月二十九日、pp. 175-179.

（摂理台湾府事台湾道副使劉良璧）所有取進粵生、自應准其一体郷試。但台籍生員郷試、係編台字号、額中二名。若粵生一律編入台字、恐佔台生中額。若議請加額、則粵生定籍伊始、為数無多。応俟数科之後、粵生之郷試数満百人、再行援照台例、題請另編字号、取中一名。如此則粵人並無越佔台地土子之額、彼此均屬相安、永無滋事矣。

ことであった。閩浙総督張師誠は郷試に参加する「粵籍」生員の数がすでに九十七名に達したことを理由として挙人枠一名を設けるよう上奏したのである。しかしこの要求は礼部に却下されてしまう。では、なぜ礼部は許可しなかったのか。下って道光八年（1828）二月初九日の閩浙総督孫爾準（道光五～十二年任）・福建巡撫韓克均（道光五～十一年任）の上奏では、この時の経緯について以下のように語っている²⁸⁾。

嘉慶十六年、前任の署閩浙総督張師誠は、「粵籍」生員のうちに科試を受けた者がすでに八十八名あって、新入生員九名（この頃「粵籍」の生員枠は九名であった）を加えれば、合計九十七名になるという理由で、別の枠組みを設けて挙人一名を合格させるよう上奏したことがあります。ところが、これに対して礼部は以下のように批駁しました。嘉慶十四年（1809）の「科試」成績簿を調べたところ、「粵籍」生員で郷試に参加することができると成績優秀と認められた者は僅かに三十四名であり、「録遺」²⁹⁾という追加試験にパスした者を含めても、必ずしも十分な学力を有する者とは限らないの

で、遽かに合格者を増加して、各省の「客籍」が紛々として悪例をまねるようなことをさせてはならない、と。

張師誠は、粵人生員のうち「科試（郷試に應ずるほどの学力を持つか否かを測る学力試験）」に赴いた者が、さきの付帯条項に示された一百名という数値に三名足りぬとはいえ、すでに九十七名にも達していることを理由に挙人枠の設定を請求した。これに対する礼部の却下理由は以下の二点にある。①「科試」に赴いただけでなく、優秀な成績を残し郷試への参加を認められた者は僅かに三十四名にすぎない。②「科試」の成績が良くなくとも、「録遺」をパスした者が存在したが、かかる生員も決して郷試受験に十分な学力を有するとは限らない。ここに礼部が張師誠の挙げた九十七名という数値に妥当性を認めなかったのは明らかである。

そもそも郷試に應ずる資格のある生員数は、礼部の指摘どおり、①の「科試」で成績一、二等の者全員と三等のうち若干名、と②の「録遺」をパスした者（新生員を含む）とで計算されるはずであった〔宮崎市定1946、pp. 126-128〕³⁰⁾。それに対して張師誠は「科試」に赴いた者と新生員をあわせた九

28) 中国第一歴史檔案館蔵、宮中檔、硃批奏摺、文教科挙類、膠片号六2085-2088、道光八年二月初九日、閩浙総督孫爾準・福建巡撫韓克均

奏為台灣府人文日盛、仰懇聖恩、加設粵籍舉額、並增序學額以廣文教事。……①嘉慶十六年、經前署督臣張師誠以粵籍生員造送科考者、已有八十八名、加新進九名、共有九十七名、題請另編字号取中學額一名、奉部駁称、檢查嘉慶十四年科考冊内、粵籍生員列入等第者、僅止三十四名。即造送録遺者、亦未必人人尽属可取、不得遽添中額、致各省客籍紛紛効尤。②茲拋台灣道冊報、粵籍生員現計一百二十三名、已遠過百名之数。臣等查乾隆六年部議、粵生数滿百名、即請取中學人一名、今係遵奉原議辦理、非他省客籍所得援以為例、應請於台灣閩籍中額三名之外、另編田字号、加設粵籍中額一名、庶閩籍・粵籍各有定額、益昭平允、亦与原案相符。

29) 科試の一・二等の者及び三等の一番から五番（ないしは十番）までの者は郷試に赴くことを許可される。これを「録送」という。「録遺」とはこれに漏れた者の中から相当学力ある者を採補することを目的に行う追加試験のことである〔宮崎市定1946、p. 127〕。

30) たとえば、閩人の生員のうち「台」字号で郷試を受験できる者は次のように算出されている。中国第一歴史檔案館蔵、乾隆朝軍機處漢文録副、文教類、膠片号八三、1303-1305頁に「台湾學臣科考、除一二等生員外、其府學三等十名以前、縣學三等六名以前、皆准造冊鄉試。加以新進生員及貢監、並服闋病癒等項事故録遺各生、合算冊内造送鄉試者約五百人」とあって、郷試に参加する資格をもつ者は、①科試で一、二等の者全員と三等の者のうち若干名、②「録遺」の項に列された新生員・貢生・監生と、病氣・丁憂などを理由に以前に受験できなかった者たちとしている。

十七名という数値のみをもって挙人枠の設定を要求したのである。礼部が張師誠の計算方法の誤りを指摘し、その要求を却下したのは当然であった。

しかしここで礼部が数値上の問題のみならず、「各省の「客籍」が紛々として悪例をまねる」ことをも理由としている点は注目されよう。かかる点について、嘉慶十七年『学政全書』巻四十一、寄籍入学、嘉慶十六年議准には、次のような記述がある³¹⁾。

署閩浙総督張師誠らは、福建省台湾府学

の「粵籍」生員について、郷試では別に〔挙人〕定員枠を設け、また恩貢生・拔貢生・歳貢生³²⁾の定員枠を設けるよう上奏した。〔礼部が〕調べたところ、江西省万載県の「棚民」の童生、広東省東莞・新安等の県の「客籍」の童生は、昔から土著の生員と共に同じ学校に所属させ、廩生となった日付を一緒に比較して順次貢生とした。もともとこれら「客籍」の定員枠は、郷学・衛学³³⁾の如く昔から独自の学校を持つものとは比べられないの

31) 嘉慶十七年『学政全書』巻四十一、寄籍入学

嘉慶十六年議准。署閩浙総督張師誠等会題、福建台湾府学粵籍生員、請郷試另設中額、並添設恩・拔・歳貢一疏。查江西万載県の棚童、広東東莞・新安等県の客童、向来均与土着各生同附一学、一体較量補廩日期、先後出貢。原以此等客籍学額、並非若郷学・衛学旧有専学者可比、從無另設恩・歳貢之例。……若必另設名額、恐開冒濫之端。又郷試挙人、名列賢書、其中額例有一定、更不得輕議加増。粵籍生員原准閩省郷試中額憑文取中、並非上進無階。且検査該府嘉慶十四年科考冊内、粵籍列入等第者、僅止三十四名。即造送録遺者、又未必人人尽属可取、不得拋為定数。若遽添中額、各省客籍紛々効尤、勢將無所底止。所有当署総督等請將粵籍生員另設恩・拔・歳貢、並添挙人一名之处均毋庸議。

32) そもそも貢生とは、各省よりその府・州・県学生員のうち学問優秀なる者を京師に貢し、国子監に入学せしむるものをいう。そのうち恩貢生とは国家大慶事ある時に恩を施し八旗及び直省府・州・県より若干名を選抜したもの、拔貢生とは各省の学政が毎十二年に省中生員の成績優秀・品行方正なる者につき試験を行い、満洲蒙古は毎旗二人、漢軍毎旗一人、直省は府学二人、州・県学一人の割合で取ったもの、歳貢生とは毎歳各省の廩生たる事久しき者から在学順次によって選ばれたものをさす。狩野直喜 1984、p. 332を参照。

33) 衛学とは明代に「衛」ごとに設置され、軍籍（衛籍）に属する人々が受験・入学した学校である。民籍の人々が受験・入学する府・州・県学など一般の学校とは区別される。清代に入って衛が「帰併州県」されるに従って裁汰され、一般の学校に吸収されたが、しばしば帰併先の民籍の人々と軍籍（衛籍）の人々とが受験をめぐって対立したため、「軍籍（衛籍）」独自の受験枠のみが復活する場合も見られた。衛学・軍籍（衛籍）については于志嘉 1986・于志嘉 1987・于志嘉 1990を参照。これに対して、郷学については研究が皆無であるため、以下に三つの史料をあげて検討しておく。㊟「〔乾隆〕十九年議准。臨淮県既裁併鳳陽、其学額十六名、援照江蘇海門県裁併通州、県学改為海門郷学之例、将原隸臨邑住址生童、另編臨淮郷学字樣考試。其入学額数及廩増出貢、悉仍其旧、註明学冊、報部查覈（〔乾隆〕十九年議准す。臨淮県はすでに鳳陽県に帰併されたので、〔臨淮県の〕十六名の新入生員枠は、江蘇省海門県が通州に帰併され、海門県学は海門郷学に改めた例に照らして、もともと臨淮県在住の生員・童生を改めて臨淮郷学の枠組みで受験させる。〔臨淮郷学の〕新生員及び廩生・増広生・貢生の定員数は悉く従前のままとし、学冊に明記し、礼部に報告して点検させよ）」（『光緒会典事例』巻三百七十二、礼部八十三、学校、安徽学額）、㊠「〔乾隆〕四十二年議准。泗州歳・科両考、額進文童二十名、設廩・増各三十名。虹県歳・科両考、額進文童十二名、設廩・増各二十名。今虹県裁併泗州、即照従前臨淮帰併鳳陽之例、将入学及廩・増考貢名数、各照旧存留、其考試時、於泗州考案内另編郷学字樣、照学分進考補、註明学冊、報部查覈（〔乾隆〕四十二年議准す。泗州では歳・科両試〔後の二回の童試〕で毎回生員二十名を合格させ、廩生・増広生は各々三十名とした。虹県では歳・科両試〔後の二回の童試〕で毎回生員二十名を合格させ、廩生・増広生は各々二十名とした。現在虹県は泗州に帰併されたので、かつて臨淮県が鳳陽県に帰併された例に照らして、新生員・廩生・増広生・貢生の定員数を以前どおり残し、受験の時に、泗州の試験で別に郷学の枠組みとし、学校ごとに分けて入学させる。学冊に明記し、礼部に報告して点検させよ）」（同上）、㊡「〔乾隆〕四十一年覆准。安居県久經裁併銅梁、嗣後改為安居郷学（〔乾隆〕四十一

で〔府・州・県学（民籍）にとって、郷学・衛学（軍籍）は特殊ではあるが、別個の学額を持った学校なのであって、「客籍」枠をこの関係に比定することはできぬ、との意〕、別に〔「客籍」のために〕恩貢生・歳貢生の定員数を設けるというような例はなかった³⁴⁾。……もし別に〔貢生の〕定員枠を設けるならば、不適当な者を濫りに選抜するという弊害を招くことを恐れる。また郷試の挙人についても、名前は賢人の列に並び、その合格者には例として定数があるので、さらに軽しく増やすことを議すべきではない。「粵籍」生員はもともと福建省の郷試の枠組みで受験させ、成績によって合格させているので、決して昇進の道が無いわけではない。かつ台湾府の嘉慶十四年の「科試」成績簿を調べると、「粵籍」生員のうち「科試」で一・二等の成績優秀な者は僅かに三十四名に止まり、たとえ「録遺」という追加試験にパスした者を含めても、必ずしも十分な学力を有する者とは限らず、これによって一定の数〔張師誠のいう九十七名〕に達したとすることはできない。もしにわかに〔「粵籍」の〕定員枠を設けるならば、各省の「客籍」は紛紛としてかかる悪例をまね、その勢いはとどまるところを知らぬであろう。総督〔張師誠〕らが「粵籍」生員のために別に恩貢生・拔貢生・歳貢生の定員枠を設け、挙人定員枠一名を設けるよう求めた

ことについては、すべて議論する必要はない。

まず「客籍」とは具体的に何をさしているのであろうか。礼部は江西省袁州府万載県の「棚童」＝「棚籍」の童生のほか、広東省広州府東莞・新安等の県の「客童」＝「客籍」の童生の名を挙げている。前者の「棚籍」とは、江西・浙江・福建の三省の山中に仮小屋（棚）を建てて住み、山地を開墾し麻や竹を植えたり、製鉄・製紙などに従事した棚民³⁵⁾と土著との間に康熙～嘉慶年間に発生した童試受験問題を解決すべく棚民の受験枠として設けられたもので、すでに安野省三氏の詳細な研究が存在する〔安野省三1998〕。一方、後者の「客籍」とは、十七、八世紀、清朝の開発奨励策によって広東省広州府・肇慶府へ移住した者と土著との間に起きた童試受験問題をめぐって、移住民のために設けられた受験枠のことで、やはり片山剛氏によって詳細に検討されている〔片山剛2000・2001〕。

これら先行研究に依拠しつつ、かつ嘉慶十六年（1811）という時期に引きつけて考えると、確かにこの頃は“紛々”と「客籍」の科挙問題が噴出した時期であった。まず乾隆五十二年（1787）、広東省新寧県で童試受験をめぐる土著と移住民の対立を解消するために「客籍」の受験枠が設けられた。続いて、嘉慶六年（1801）・七年（1802）・十二年（1807）には、広東の東莞・新安・開平・高明の諸県でも同様の問題から「客籍」が設立された〔片山剛2001〕。また嘉慶九年（1804）から同十

年覆准す。安居県が銅梁県に合併されて久しい。今後〔安居県学〕は安居郷学に改めよ）（『光緒会典事例』卷三百七十八、礼部八十九、学校、四川学額）。以上、かつての州県が何らかの理由で他の州県に合併してしまった場合、学校と学生をどうするかが問題となる。合併先の学校に組み込まれた可能性は高かったであろうが、⑦～⑨の三例の如く郷学として学校を存続させる場合があったのである。

34) 『光緒会典事例』卷三百七十九、礼部、学校、広東学額には「赤溪庁学、額進客童二名（与東莞・新安客童均撥入府学。幫補廩增出貢、与府学各生、一体憑文録取）」とあって、広東省の「客籍」の受験生にも貢生枠は承認されていない。

35) 「棚民」に関する主な先行研究としては、安野氏の論考のほか、寺田隆信1959、森田明1976、樊樹志1980、万芳珍1985、呂小鮮1993がある。

三年（1808）にかけて、江西省万載県の土著と「棚民」の間でも受験をめぐる紛争が激化し、訴訟が頻発、ついには土著が北京に赴いて礼部に直訴するに至った。これら童試受験をめぐる土著と移住民の衝突は、「客童」であれ「棚童」であれ、いずれもが最終的には童試の段階で土著とは別枠の「客籍」「棚籍」を設けることで一応の解決をみた。ただしこれらの別枠の場合、すべてが生員の枠組みに止まったことに注意しておかねばならない。このように乾隆末から嘉慶中期にかけて各地で「客籍」問題が発生していたため、礼部はこうした問題にかなり神経を尖らせていたに相違ない。かような背景の下、台湾粵人の貢生枠・挙人枠の設定要求に対して、礼部が慎重な態度をとったのは当然であった。もし「粵籍」に挙人枠をも与えてしまえば各地の「客籍」問題を再燃させかねない、礼部はそう懸念したと考えられるのである。

ところが、十七年後の道光八年（1828）に閩浙総督孫爾準・福建巡撫韓克均が粵人の挙人枠設定を再び提案すると、礼部は一転してこれを承認するに至る³⁶⁾。

ここに掲げた台湾道の学冊の中には、「粵籍」生員は現在合計一百二十三名に達し、一百名を遠く越えたとあります。臣らが査べたところ、乾隆六年の礼部の部議では、「粵籍」の〔うち郷試に應ずる学力を有する〕生員数が一百名に達したならば、ただちに申請して挙人一名を合格させるとある。今かつての決定を遵守して実施したとしても、他省の「客籍」はこれを例として援用してはならない。台湾府の「閩籍」の定員三名以外に、別に「田

という枠組み（田字号）をつくり、「粵籍」〔挙人の〕定員一名を設けるべきであります。

今回なぜ嘉慶十六年の却下から一転して「粵籍」挙人枠を承認したのか、この記述からのみでは十分な説明を窺うことはできない。ただし次の二点に注目しておきたい。①孫爾準らは道光八年の時点で「粵籍」のうち郷試に應ずる学力を有する生員が規定の一百名を上回り一百二十三名に達したことを理由に「粵籍」挙人枠を要求した。これは張師誠と同様、乾隆六年の部議に根拠を求めている。②ただし道光八年でも依然として「客籍」との関係が意識されている。これは台湾の「粵籍」と他省の「客籍」とが同列ないしは類似したものとして認識されていたことを物語るものであろう。

以上、本章では挙人枠の設定を通じて、清朝と台湾移住民（閩人・粵人）との関係をそれぞれ考察してきた。清朝が台湾という「府」を単位に挙人枠を与える、かような全国的にも珍しい方法を講じたことは、台湾の中央への求心力を高めようとする政治的な意図が込められていたと考えられる。たとえば、雍正五年の高其倬による内地人生員の駆逐、雍正七年・十三年における台湾府の挙人定員数の断続的な増加など、科举を通じて“恩恵”を与えることで、台湾の読書人層との繋がりを強め、政治的社会的に安定した台湾を作り出さんとしていたのである。挙人レベルまでの定員枠が領有直後の台湾にいち早く与えられたのは、かかる目的がその背後に存在していたためと推測される。しかも清朝が台湾を対象に実施したこれら一連の政策は、結果的

36) 註28)の②を参照。またこの上奏が裁可されたことについては『光緒会典事例』卷三百九十四、礼部、貢挙、郷試中額二に「道光八年議准。福建台湾孤懸海外、嗣後於閩籍中額三名之外、另編田字号。自本科為始、加設粵籍中額一名〔道光八年議准。福建省台湾府は遠く海を隔てているので、今後、閩籍の挙人合格数の三名のほか、別に田という枠組みを設けることとする。本年度の郷試を始めとして、粵籍の合格定員数を一名とする〕」とある。

に見れば、閩人を対象として行われたのと同じ意味であった。なぜなら在地の閩人は台湾に与えられた“恩恵”を自らのものとすり替えて解釈しただけでなく、かかる“權益”から粵人を排除しようと試みだし、清朝も基本的にそれを認めていたからである。しかしながら粵人もゆっくりではあるが、着実に独自の定員枠を手に入れつつあった。それは他省の「客籍」と比較されつつも、童試受験（生員）枠・上級生員枠のみならず、挙人枠をも獲得したことに如実に表れている。

さて、挙人まで昇りつめた現在、後に残るのは進士枠のみである。次章では進士枠について検討するとともに、辺境社会たる台湾において科挙の果たした機能を総合的に考察することにしよう。

4 会試——台湾府の進士枠の誕生——

本章では、会試（礼部主宰）における定員枠について検討する。本来ならば会試の合格者を貢士、次の殿試（皇帝の面接試験）の合格者を進士と呼ぶのであるが、会試と殿試の間に席次の変更はあっても、合格人数に変動はなかったため、実際には進士枠を設定するのと同じであった。従って、以下では進士枠として検討を進めていくこととする。

何炳棣によれば、科挙を通じて、府・州・県（童試）、省（郷試）、全国（会試・殿試）の各段階で社会的学問的移動の量を規制しようとした清朝が最も重視していたのは、進士の人数に対する制限であった。なぜならそれ

は官僚の需要供給に直接の関係を有していたからであり、その結果、この進士の数も“地理的代表制”に基づいて各「省」ごとにほぼ固定して振り分けられていたという [Ping-ti Ho 1962, p. 175, p. 189]。

ところが、「府」でありながら台湾には例外的に進士枠が設けられていた。かかる例は他に全くなかったから、まさに唯一の特例であったといえる。では、台湾府に進士枠が設定された背景には一体何があったか。まず乾隆三年（1738）十一月二十一日、台湾の進士枠設定を提案した巡視台湾監察御史諾穆布（乾隆二～四年在任）・巡視台湾工科給事中单德謨（乾隆二～四年在任）の上奏文から検討しはじめること³⁷⁾にしよう。

臣らが窃かに考えますに、台湾の会試にも別に「台」字号を設けるべきであります。……臣らが窃かに^{ひそ}査べたところでは、台湾府は数年来、郷試に合格した者はいませんが、会試に合格する者を見ませんでした。彼らはすでに郷試に合格したからには、さらに昇進しようと考えない者がありませんか、しかし会試は天下の優秀な人才の競争の場でありますから、台湾のような僻遠の地ではどうして内地の士子と競争できましょうか。しかも台湾から京師（北京）まで、万里の遠きを越え、海を渡る危険を冒し、その費用や苦勞というものは内地人の何倍にも達します。もし合格できず台湾に帰ったなら、それは徒に苦勞を重ねただけであります。そのため、裕福な者でも様子を窺っ

37) 中国第一歴史檔案館所蔵、乾隆朝漢文軍機檔、文教類、膠片号八三、850-852、乾隆三年十一月二十一日、巡視台湾觀察御史諾穆布・巡視台湾工科給事中单德謨奏為敬陳管見仰祈聖鑒事。窃臣等看得台湾会試取中、宜另編台字号也。……臣等窃查、台郡数年以來、中郷試者有人、入会選者未覩。蓋伊等既經郷薦、誰不樂於上進、而会試為天下人文之藪、海外僻遠、豈能與内郡士子一體較量。且自台郡抵都、經万里之遙、歷重洋之險、盤費・辛苦十倍尋常。迨至不第歸來、徒勞跋涉。在有力者難免觀望不前、而单寒之士更覺畏難裹足。……查現在舉人已有八名、請嗣後会試之期、台郡士子、亦照郷試之例、於福省名額内、另編台字号、取中一名、不致虛其往返。俟數科之後、台郡舉人增添數目、再為酌改。將有志進取者、見定額有中、無不踴躍赴試、而讀書生童口士類、感恩奮興、海外文風益加振作矣。

て進もうとせず、ましてや貧しい読書人であれば尚更でありましょう。……調べたところでは、現在挙人はすでに八名がありますので、今後会試のたびに、台湾府の士子のために、郷試の例に照らして、福建省の定員数の中に別に「台」字号を設けて一名を合格させ、虚しく往復させることのないように致しましょう。郷試を何度か挙行した後、台湾府の挙人数が増加したならば、再度会試の最低保障額³⁸⁾を見直すことにする。このようにすれば、志のある者は最低保障額があるのを見て、勇躍して会試に赴かぬ者はなく、読書人・生員・童生などは〔皇帝の〕恩恵に感じて奮起し、海外（台湾）の文風はますます盛んとなるでしょう。

諾穆布・単德謨の言によれば、挙人定員枠の設定によって台湾も挙人を輩出できるようになったが、“人文”の蓄積の浅さは手の施しようがなく、全国レベルの会試で福建省の読書人層と実力で勝負すれば、進士資格の獲得は到底無理であった。ただし諾穆布らが憂慮するのは、台湾から北京までやって来る台湾の挙人が、万里の彼方からの受験の「旅」に投入する金銭や苦労は想像を絶するもので

あり³⁹⁾、また合格者が出なければ、今後台湾の挙人が北京まで赴こうという意欲を失ってしまう恐れがあることであった。このまま何らかの対策を施さなければ、台湾の挙人に海を隔てた険しい「旅」を継続させることができようかと述べて、台湾に進士の最低保障額の設定を要求したのであった。

かかる前例の無い提案に対して、礼部は如何なる反応を見せたのであろうか。乾隆『重修福建台湾府志』巻二十、藝文、所引の礼部「題請会試額中部覆疏」には、次のように記されている⁴⁰⁾。

会試の定員数については、すべて礼部が「省」を単位として人数を分配し、皇帝の意志を伺って決定します⁴¹⁾。その辺境の地や海を遠く隔てた地から北京に来て会試に参加する者も、「省」という行政単位に基づいて枠組みを設け、成績の優劣によって合格させており、「府」を単位として枠組みを設ける例は一度もありませんでした。まことに会試は朝廷が道を開いて、人才を招くという大切な制度でありますから、もっとも慎重でなければならず、郷試のように「省」内で完結できるようなものではないからでありま

38) この台湾の進士枠一名は挙人の場合と異なり、固定額ではなく最低保障額である。たとえば『光緒会典事例』巻三百五十、礼部、貢挙、会試中額には、同治七年（1868）に二名、同治十三年（1874）に三名の進士合格者があったことを記している。この間、特に進士枠に変化があったことは確認できないから、最低保障額は一名、さらに成績次第で若干名の合格させたと推測される。

39) 北京に達するまでに危険な台湾海峡を渡らねばならぬほか、往復の交通費や生活費、それに身の回りの世話人やガイドの雇用費など金銭上の支出は膨大であり、一般の人々にとって台湾から北京へ赴くことは決して容易なことではなかった〔陳浩洋1992、p. 125〕。

40) 乾隆『重修福建台湾府志』巻二十、藝文「題請会試額中部覆疏」

部覆、議得巡視台湾江南道御史臣諾穆布等奏称、台湾会試取中、宜另編台字号也。……至会試取中額数、俱由臣部按省合計人数之多寡、請旨欽定。其辺地・海疆来京会試、亦按省編号憑文取中、從無分府編号之例。誠以会試乃朝廷闢門餽俊之大典、最為慎重、非若郷試之独一省而論也。今台郡士子遠隔重洋、会試往返固屬艱難、但查近科台郡来京会試者、不過三四人、若遽定中額一名、未免功名太易、啓士子僥倖之心、請将来京会試果至十名以上之多、臣等再行奏聞、恭請欽定中額、以示鼓励。

41) 会試合格者＝貢士の数は必ずしも一定せず、その時々により皇帝がこれを決定する。本文中でも述べた如く、殿試を通過しなければ、進士を称することはできぬが、皇帝の面接試験＝殿試で不合格者を出せば、皇帝の恩を傷けんことを恐れて、特別の事情がない限りは全部を合格させるのが通例であった〔宮崎市定1946、pp. 164-166〕。

表7 道光3年～光緒12年の会試における
台湾の進士保障額

	台湾	福建	全国
道光3年(1823)	1	12	240
6年(1826)	1	13	257
24年(1844)	1	10	229
同治7年(1868)	2	20	271
10年(1871)	2	20	326
13年(1874)	3	20	345
光緒2年(1876)	2	20	339
3年(1877)	2	20	323
6年(1880)	2	20	323
9年(1883)	2	20	316
12年(1886)	2	20	316

[典拠] 『光緒会典事例』巻三百五十、礼部、貢挙、会試中額により作成

※福建・全国は保障額ではなく定員数を示す

す。現在、台湾府の士子は遠く海洋を隔て、会試のための往来は当然非常に困難です。しかし調べたところ、近頃の会試で台湾から参加した者は僅かに三、四名にすぎず、もしにわかになを必ず合格させたなら、あまりに容易にすぎ、士子の怠け心を誘うことになります。そこで〔今後〕京師（北京）の会試に参加する者が十名以上であれば、臣らが再び奏上し、皇帝に合格者数を決定していただき、これによって士子の向上心を奨励するよう致しましょう。

ここにおいて礼部は「省」ではなく「府」を単位に進士枠を設定することに対して躊躇しつつも、台湾府の地理的な諸事情などを勘案し、会試参加者十名以上という付帯条件をつ

けた上で、遂にこれを許可したのであった。ここに全国で唯一「府」を単位とした進士枠＝「台」字号が誕生することになったのである⁴²⁾(表7)。

かくして台湾府の進士枠に関わる規定が登場したのであるが、実際に適用されたのは実に八十四年後の道光三年（1823）であった⁴³⁾。この年、会試参加者十一名を得たことから、保障額による合格者が初めて誕生し、その鄭用錫⁴⁴⁾は「開台進士（＝台湾人の最初の進士）」と呼ばれたのである。しかしそれ以前にも台湾から二名の進士——乾隆二十二年（1757）の王克捷と同三十一年（1766）の莊文進——が生まれていることから〔尹章義1989, pp. 571–572〕、莊文進こそが「開台進士」であるとの主張もある〔謝浩1995, pp. 159–164〕。

だれが「開台進士」なのかはさておき、ここで問題となるのは進士となった人物が本当に本地人であったか否かであろう。なぜなら、台湾の童試・郷試受験生の多くが内地人であったことはこれまでの検討から十分に明らかだからである。そして実際に本章で取り上げた朱仕玠の言によれば、王克捷と莊文進は決して本地人ではなく内地の読書人であった(表6を参照)。このように制度上はともかく、現実的には台湾の科挙には内地人の不法受験(冒考)問題が必ずつきまとうのである。それが童試受験の際の保証に由来すること、別稿で指摘したとおりである⁴⁵⁾。かかる点を踏まえる時、冒頭で紹介した尹章義・李国祁両氏の議論は制度・規定のみに依拠して展開されており、現実に全く無頓着であるとの批判

42) 『光緒会典事例』巻三百五十、礼部、貢挙、会試中額

乾隆三年議准。将来台郡士子来京会試、果至十名以上之多、礼部再行奏聞、請欽定中額、以示鼓励。

43) 『光緒会典事例』巻三百五十、礼部、貢挙、会試中額

道光三年奏准、本科会試、台湾士子実在人数十一名、開單另請欽定中額。奉旨、台湾取中一名。嗣後台湾会試士子至十名以上、於題請中額本内声明。

44) 鄭用錫については黄朝進1995, pp. 73–82、尹章義1989, p. 572を参照。

45) 林2005を参照。

を受けても仕方ないといわざるを得ない。確かに制度上、台湾には童試から進士に至る道程が敷かれたわけだが、そこを歩いたのは本地人よりむしろ内地人だったといっても過言ではなかったのである。

では、最後にこの進士枠に粵人は与ることができたのかを考えておこう。乾隆三年（1738）の進士枠設定時には、「粵籍」が未だ登場していないから、特に粵人に対する言及は無い。問題となるのは乾隆六年（1741）以降であろう。現在のところ、かかる点について明確な記述を見出せないが、一つの手がかりとなるのが枠組みの名称である。たとえば上述の如く、台湾の進士枠は「台」字号と呼ばれた。挙人枠についても振り返ってみると、閩人のそれは「台」字号、粵人のそれは「田」字号と呼ばれて明確に区別されていた。閩人の挙人枠＝「台」字号はそれまで台湾府を対象に設定されていた定員枠を閩人が独占し、粵人を排除するかたちで成立したものであるから、やはり進士枠としての「台」字号も同様の性格、すなわち閩人のみを対象とする枠組みであり、粵人は福建内地人の枠組みの中での競争を強いられたと考えられるのである。

5 おわりに

本稿を終えるにあたって、これまで検討してきた清代台湾移住民社会と科挙の関係についてマクロな視点から俯瞰しておくことにしよう。表8と図1は台湾の科挙制度の変遷を整理したものである。清朝は台湾領有直後の康熙二十五年（1686）に早くも政治的文化的媒介者たる読書人や科挙官僚を再生産する場として学校を設置、翌二十六（1687）年には挙人枠（固定額）を設定し、さらに乾隆三年（1738）には条件つきで進士枠（最低保障額）を設定するなど、台湾府に新たな科挙制度を続けざまに実施した。そのうち、とりわけ雍正五年（1727）から乾隆三年にかけての約十年間に、本地人の創出とその受験・入学許可（本地人としての条件を満たさぬ者＝内地人の排除）、一度は撤廃した挙人枠の復活・増額、さらには科挙ピラミッドの頂点たる進士枠の設定など、内地の他地域に前例を見ぬほどの特別な施策を目まぐるしく打ち出している。これら一連の施策には、当時の官僚の上奏からもわかるように、必ずしも台湾の文教レベルの進展に鑑みたものとしてではなく、文化的・地理的な“辺境”地＝台湾

表8 台湾府における科挙定員枠の変遷

	※	関 連 記 事
康熙23年（1684）	台湾	鄭氏政權降伏／清朝の台湾領有開始
康熙25年（1686）	台湾	台湾府学・台湾県学・鳳山県学・諸羅県学を設置
康熙26年（1687）	台湾	台湾府に挙人枠一名を設定（康熙36年に廃止）
雍正5年（1727）	台湾	本地人の創出
雍正7年（1729）	台湾	台湾府に挙人枠一名を再設定
雍正13年（1735）	台湾	台湾府の挙人枠を二名に増加
乾隆3年（1738）	台湾	台湾府から挙人十名以上が会試に参加すれば進士一名を保障
乾隆6年（1741）	粵人	粵人の生員枠「粵籍」八名を設定
嘉慶12年（1807）	粵人	廩生・增生枠八名を設定
道光8年（1828）	粵人	挙人枠一名を設定

※関連記事の対象を示す。「台湾」の場合は台湾府、「粵人」の場合は粵人を対象として設けられたもの。ただし「台湾」は実質的に閩人をさす

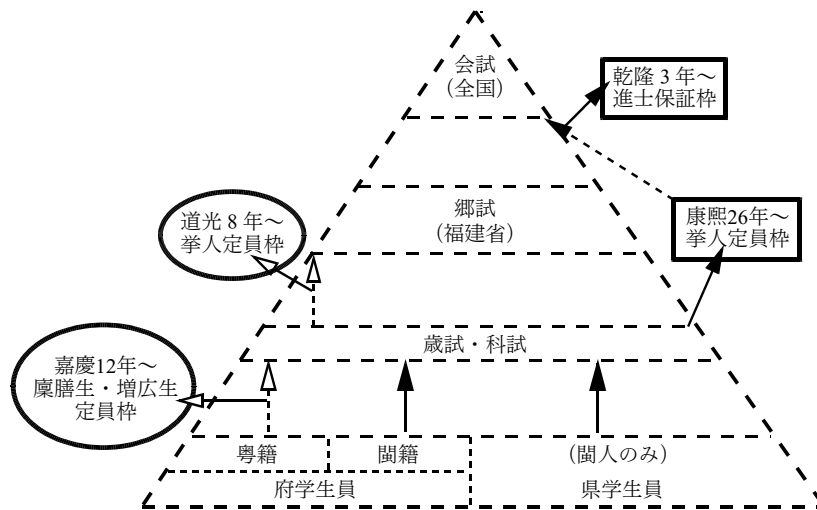


図1 台湾における閩人・粵人の科挙階梯の形成

の王朝に対する遠心力を食い止め、求心力を維持しようとする政治的戦略としての性格が濃厚に垣間見られる。近年の研究では、清朝は台湾統治に消極的であり、台湾の地理的重要性に対して無知であった、という見解が定説化しつつある。勿論、安易に“消極的”か“積極的”かを論ずること自体、どこまで意味があるのか疑問ではあり、それを論ずることの意義が問われねばならぬが、少なくとも科挙制度の変遷を通して清朝の台湾統治を見るかぎり、“消極的”をいうより、むしろ上述のような“積極的”な統治政策を展開していたと看做してよいであろう⁴⁶⁾。

しかしこれら一連の科挙をめぐる施策は決して台湾府に移住した閩人・粵人に対して“一視同仁”的に実施されたわけではなかった。結果からいえば、台湾府を対象として行

われた施策のほとんどは、台湾府の所属する福建省からの移住民＝閩人にのみ恩恵を与えることとなり、広東省からの移住民＝粵人については、実質上、乾隆六年（1741）まで待たねばならなかった。粵人はようやく乾隆六年に条件付きで「閩籍」とは別個の生員枠＝「粵籍」を認められたのを始めとして、嘉慶十二年（1807）に廩生・増生枠を、最後に道光八年（1828）に挙人枠をそれぞれ与えられたのであるが、台湾府を対象に設けられた生員から進士までの定員枠・定員数のほとんどは閩人の占有に帰することになったのである。ただし一方でかような「閩籍」「粵籍」といった童試受験の枠組みの内実が極めて柔軟かつ曖昧なものであり、粵人であっても閩人との間に良好な関係を取り結んでさえいれば、閩人の受験枠で受験できたことにも注意

46) 代表的な研究としては張英1970、陳其南1975、p. 21、林偉盛1993、p. 168、喜安幸夫1997、pp. 37-48がある。その多くは領台直後の台湾放棄論、行政機構の未整備及びこれを原因とした「三年小反、五年大反」と呼ばれる移住民反乱の続発、台湾の開墾を阻止するために実施されたとされる内地人民の渡台制限などを根拠として、清朝の「消極治台論」(the neglect hypothesis)を展開している。しかしアメリカ・スタンフォード大学のシェファード氏 (John R. Shepherd) は、清朝の台湾原住民に対する土地政策の分析を通じて、台湾史研究者を中心とする「消極治台論」に反論した。氏によれば、当時の東アジアの国際関係及び華南の地域経済上の視点から見た時、台湾が経済上・地理上の重要な辺陲区域に位置していたことを、清朝は明白に認識しており、国家戦略上において台湾を決して無視していなかったと指摘する [John R. Shepherd 1993]。

する必要があろう。

このように清朝の対粵人政策を考える場合、閩人との比較が有効な方法となるが、清朝が単に閩人との紛争解決のみに配慮していたわけではない点にも着目する必要がある。清朝は他地域の「客籍」との関係にも注意を払っていたのである。たとえば、嘉慶十二年の廩生・增生枠の設定は、反乱の鎮圧に協力した粵人への賞与という、すぐれて政治的な意味合いの強いものであったが、かような特定の集団——ここでは台湾の粵人——を対象として科举の定員枠・定員数を分配するのは極めて稀れであり、とりわけ廩生・增生枠、さらにその後に分けられた挙人枠は他に例を見ぬものであった。そしてこうした定員枠を粵人に与える際、清朝が念頭に置いていたのは他地域の「客籍」の反応であった。かかる事実は清朝が台湾の粵人を他地域の「客籍」と同様に看做していたことの証左であって、「隔省流寓」すなわち他の「省」から移住してきた粵人は、決して閩人と同列ではなかったことを意味するのである。

かようにして清朝は積極的かつ慎重に台湾の科举制度を整備しつつあったが、現実的にはなかなか清朝の思惑どおりに行かなかったようである。なぜなら、実際の合格者の多くが清朝の想定・期待していた本地人ではなく、むしろ極力排除しようとしていた内地読書人で占められてしまっていたからである。清朝は雍正五年規定による本地人の創出を契機として、台湾に定着していない内地読書人の排除を図ったものの、受験生の保証など行政能力そのものに限界が存在したこと、また当時の台湾社会の相対的な移動性の高さとも相俟って、十分な効果を発揮することはなかった。たとえ清朝が科举を媒介とした台湾統治を展開しようとも、内地読書人の不法受験・入学はそれを内側から掘り崩してしまう可能性を孕んでいたのである。これは、台湾社会の文教レベルが他地域に比較して低い

にもかかわらず、童試から会試に至るまで島内のみで一筋の道程を完結しているという、政治的手段としての科举制度の利用の“裏返し”であった。

参考文献

A 日本語文

- 于 志嘉 1990「明代軍戸の社会的地位について——科举と任官において——」『東洋学報』71-3・4
- 片山 剛 2000「清代中期の広府人社会と客家人の移住——童試受験問題をめぐって——」山本英史編『伝統中国の地域像』慶応義塾大学出版会、所収
- 同 2001「広東人社会と客家人——八世紀の国家と移住民——」塚田誠之・瀬川昌久・横山廣子編『流動する民族——中国南部の移住とエスニシティ』平凡社、所収
- 狩野直喜 1984『清朝の制度と文学』みすず書房
- 喜安幸夫 1997『台湾の歴史』原書房
- 寺田隆信 1959「雍正帝の賤民解放令について」『東洋史研究』18-3
- 林 淑美 2002「清代台湾移住社会と童試受験問題」『史学雑誌』111-7
- 同 2005「十八世紀後半の台湾移住社会と童試不法受験事件——受験の諸条件と稟保——」(『東洋学報』87-3に掲載予定)
- 宮崎市定 1946『科举』秋田屋(後に『科举史』平凡社東洋文庫470、1987として補訂復刻、本稿の頁数は後者に拠る)
- 森田 明 1976「明末清初の「棚民」について」大阪市立大学文学部紀要『人文研究』28-9
- 安野省三 1998「棚民と学校・科举」『青山史学』16
- ### B 中国語文
- 陳 浩洋 1992(江秋玲訳)『台湾四百年庶民史』台北、自立晚報文化出版部
- 陳 孔立 1990『清代台湾移民社会研究』廈門大学出版社
- 陳 其南 1975『台湾的伝統中国社会』台北、允晨文化実業股份有限公司
- 樊 樹志 1980「明代荆襄流民与棚民」『中国史研究』80-3
- 黄 朝進 1995『清代竹塹地区の家族与地域社会——以鄭林兩家為中心——』台北、国史館
- 李 国祁 1975「清季台湾的政治近代化——開山撫番与建省(一八七五~一八九四)」『中華文化復興月刊』8-12
- 同 1978「清代台湾社会的転型」『中華学報』5-

2

- 林 偉盛 1993『羅漢脚——清代台湾社会与分類械闘』台北、自立晚報文化出版部
- 林 文龍 1999『台灣的書院与科学』台北、常民文化事業有限公司
- 呂 小鮮 1993「嘉慶朝安徽浙江棚民史料」中国第一歴史檔案館編『歴史檔案』93-1
- 万 芳珍 1985「清前期江西棚民の入籍及土客籍の融合和矛盾」『江西大学学报』（哲学社会科学版）85-2
- 謝 浩 1995『科学論叢』台湾南投市、台湾省文献委員会
- 尹 章義 1989『台湾開發史研究』台北、聯經出版事業公司
- 于 志嘉 1986「試論族譜中所見的明代軍戸」『中央研究院歷史語言研究所集刊』57-4
- 同 1987『明代軍戸世襲制度』台北、学生書局
- 張 莢 1970「清代初期治台政策的検討」『台湾文獻』21-1

C 英語文

- Benjamin A. Elman (1991): Political, Social, and Cultural Reproduction via Civil Service Examination in Late Imperial China, *The Journal of Asian Studies* 50-1 (日本語訳、秦玲子訳、ベンジャミン・A・エルマン 1991「再生産装置としての明清期の科学」『思想』810)
- Benjamin A. Elman (2000): *A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China*, University of California Press, Berkeley, Los Angeles, London
- Chung-li Chang (1955): *The Chinese Gentry, Studies on Their Role in Nineteenth-Century Chinese Society*, University of Washington Press, Seattle, Washington (中国語訳、李栄昌訳、張仲礼 1991『中国紳士——關於其在19世紀中国社会中作用的研究——』上海社会科学院出版社、本稿の頁数はこれに拠る)
- Ping-ti Ho (1962): *The Ladder of Success in Imperial China Aspects of Social Mobility, 1368-1911*, Columbia University Press (日本語訳、寺田隆信・千種真一訳、何炳棣 1993『科举と近世中国社会——立身出世の階梯——』平凡社、本稿の頁数はこれに拠る)
- John R. Shepherd (1993): *Statecraft and Political Economy on the Taiwan Frontier, 1600-1800*, Stanford California, Stanford University Press